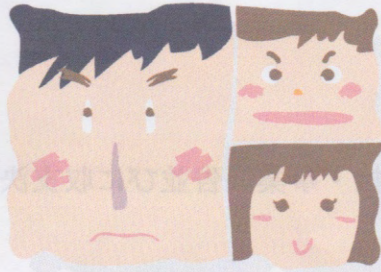


平成27年度

鳥取県青少年育成アドバイザー協議会

総 会



日 時：平成27年6月20日（土）

15：00～16：30

会 場：県立倉吉体育文化会館

次 第

- 1 開会
- 2 会長あいさつ

- 3 来賓あいさつ

- 4 議長選出（副会長）

- 5 報告事項

(1) 青少年育成国民会議・県民会議の状況等について

(2) 中四国青少年育成アドバイザー連合会総会について

(3) その他

- 6 議案審議

(1) 平成26年度活動の総括・事業報告並びに収支決算について
(監査報告)

(2) 平成27年度活動指針（案）・事業計画（案）・収支予算（案）について

(3) その他

- 7 議長解任

- 8 その他

- 9 閉会

- 10 懇親会



平成26年度 活動報告(案)

1、活動報告

本年度の活動方針に沿い、活動の内容を以下の通り報告する。

(1) 「ありがとう 100 回運動」を継続して推進する。

- ① 会員自らの実践に努めた他、会員がアップしているブログやフェイスブックでも、「感謝」や「ありがとう」の言葉を頻繁に使って啓発を行った。
- ② 会員の日常活動で周辺に周知し啓発した他、中四国アド連鳥取大会でこの取組を発表。全日本アド連でも「アド連だより 8号」で全国に紹介された。
- ③ 協賛団体を増やし、運動の拡大を図ることについては、中四国アド連と全日本アド連での取り組みを奨励した。27年度での取り組みができそうである。

(2) 県・市町村民会議の育成運動に積極的に参加し、連帯して従来から取り組んでいる育成運動の継続実施を図った。

しかし、運動がマンネリ化している傾向があり、国民運動創立50周年を契機に、県民会議・市町村民会議ともに、見直し運動を進め、改善を図ると共に、新しい運動を推進していく原動力となる事が課題となっている。

(3) 全日本及び中四国協議会の仲間と連帯して運動を進め、27年度には全日本・中四国共に、山本会長が誕生する準備の年となった。

- ① 全日本・中四国アド連、共に積極的に参加し、その活性化を図ることに努めた。特に、全日本では九州ブロック全部が脱退したため、その対策に中心的に関わり、再建に努めたが、九州ブロックは「様子を見る」との回答に留まっている。
- ② 中四国研究鳥取大会を開催して、本県アドの取り組み発表を中心に、幼児期の育成運動の重要性を啓発したことは、今後の運動に大きな影響を与えるものとなった。また、この大会で、急遽27年度全日本アド連会長に山本会長が推薦されることに決定した。
- ③ 各種情報の収集と発信については、鳥取大会の報告書を全国の参加者に送付して、充実した大会内容を周知し、鳥取アドの活動や大会の様子を報告し啓発した。県民会議のホームページの活用はできなかったが、各会員のブログやフェイスブックには活動状況をアップして、読者への理解と啓発を求めた。県民会議のブログ活用は今後の課題である。
- ④ 都道府県民会議連絡協議会の組織強化と活動の積極的支援については、八村会長と意思疎通を図りながら、内閣府主催の中央研修会に山本会長が参加し、内閣府とも連携しながら、今後の強化策を検討する素地を作ることができた。
- ⑤ 島根県のアド養成講座への派遣・参加については、今年度は派遣できなかった。全

日本も含めて、後継者養成は今後も大きな課題である。

(4) 会員の連携を蜜にすると共にアドバイザーとしての資質の向上に努める。

- ①家庭・地域の教育力を高める活動の現状把握と具体的活動の検討については、12月と2月の研修会で時間をかけた研修を行った。この結果を重視した、新しい全日本アド連の方針が27年度出される予定であり、今後は、日常活動をはじめ、本県アドもこれに対応することとする。
- ②会員の個性を活かした具体的活動目標の設定については、前述の会員研修会では、個人会員が個々の目標を設定するまでには至っていないため、今後継続して検討をする必要がある。
- ③本会及び会員の活動情報の発信～芳村さんの尽力で通信の継続を行った
- ④青少年問題の研修については、中・四鳥取大会の集約の他に会員研修2回を開催し、今後の育成運動の方向性を見出すことができた。視察・訪問研修は実施できず、今後の課題である。
- ⑥ 会員紹介名簿完成と、県・市町村民会議他、関係機関・団体への情報提供については、以前からの課題であり、今後、内容を含めて再検討の必要がある。

(5) 職業や地域活動を通して、日常生活の中で、育成運動を継続・推進した。

2、事業・予算計画

別紙のとおり事業・決算の報告をする。

平成26年度事業報告（案）

事業名	実施時期	実施場所	事業内容
青少年育成県民会議総会	5月28日（水）	鳥銀文化会館	25年度事業・決算報告 26年度事業・予算計画
中四国青少年育成アドバイザー総会・研修会	6月8日（日）	岡山市中区 岡山教育会 山本・西浦・万木出席～	25年度事業・決算報告 26年度事業・予算計画
全日本青少年育成アドバイザー連合会総会・研修会	6月21日（土） ～22日（日）	愛媛県松山市鷺谷町 道後温泉古湧閣 ～山本21～23日出席～ ～22・23西浦・井上・西上出席	21日理事会参加 25年度事業・決算報告 26年度事業・予算計画
役員会・会計監査	7月19日（土）	総会前に白兔会館で	総会準備・会計監査
総会	7月19日（土）	鳥取市白兔会館	25年度事業・決算報告 26年度事業・予算計画
第20回中四国青少年育成アドバイザー研究集会	8月30日（土） 8月31日（日）	鳥取市 白兔会館 ～知事・県教育長の参加を得て成功裡に終了～	研究テーマ「命を育む」 ～体験発表・提案、分科会講演 他（詳細別紙報告済）
全日本青少年育成アドバイザー連合会理事・会長会	9月14～15日	愛知県名古屋市 ～会長出席～	アド連の規約・養成講座の見直し。次期会長候補に山本会長を選任した
会員研修会	8月6日・27日 10月23日 12月20日（北京） 2月15日（倉体文）	中四鳥取大会実行委員会 中四アド研修決算協議 倉吉市内・課題提案会長 課題について研究協議	青少年問題・課題の整理とアドの取り組み方策を研究協議した
アドバイザー通信	随時	65号～66号の2号刊行	活動状況を周知・啓発

1、 県・市町村民会議の青少年育成運動に積極的に参加・協力できた。

5月9日 県民会議委員会～会長他

10月6日 県民会議育成環境部会～会長

10月19日 県民大会～会長他

11月12日 県民会議会長等懇談会～会長

2月10日 県民会議育成環境部会～会長

3月12日 県民会議常任委員会～会長

2、 山本会長が来年度会長候補となったことから、全日本・中四国アド連への参加と連帯を一層強化できた。

1月14～15日 全日本アド連役員会～大阪市内～会長

3月7日 中四国アド役員会～香川県善通寺市～会長

3月14～15日 全日本アド連理事会～大阪市内～会長

3、 ありがとう100回運動の拡大推進を図る事ができた。

会員一人一人が実践に努めたほか、湯梨浜・三朝町民会議も協賛して実践。沖縄宜野湾市でも協賛取組していることが分かった。

4、 会員研修会の開催による青少年問題の把握と課題への対応能力を高めるための努力ができた。

中四国アド鳥取大会や全日本アド連の現状から、アド連自身が抱える問題や青少年の現状から我らの取り組みの在り方を研究協議し、今後の運動方針の糸口を掴むことができた。

5、 会員個々の日常活動の活発化と自己研修に努める。

日々の「あいさつ・声掛け運動」、「地域のおじさんおばさん運動」「ありがとう一日100回運動」などの実践をはじめ、自分が所属する団体・グループで実践し育成運動を率先して行うことができた。

6、 その他

内閣府の中央研修会に会長が参加し、国の動きを学習し全国の取り組みを意見交歓し、青少年問題の新しい課題を研修した年でもあった。

平成26年度 鳥取県青少年育成アドバイザー協議会 決算書

収入の部

単位:円

科目	H26年度予算額	H26年度決算額	増減額	備考
繰越金	30,010	30,010	0	
会費	54,000	45,000	△9,000	3,000円 x 15名
助成金	145,000	145,000	0	
雑収入	10	14	4	貯金利息
計	229,020	220,024	△8,996	

支出の部

単位:円

科目	H26年度予算額	H26年度決算額	増減額	備考
謝金	15,000	5,000	△10,000	中・四研修会に充当
旅費	50,000	40,000	△10,000	中・四研修会:4名、山本会長年間旅費
庁費 小計	41,000	14,886	△26,114	
消耗品費	3,000	2,380	△620	
印刷製本費	8,000	1,648	△6,352	「アドバイザー通信」製本
通信運搬費	15,000	8,758	△6,242	「アドバイザー通信」送料 他
借料損料	5,000	2,100	△2,900	例会会場費
会議費	10,000	0	△10,000	研修会・打合せ会 飲物等
負担金	13,000	16,000	3,000	県民会議H25年度分含む
中・四運営費	100,000	100,000	0	
予備費	10,000	0	△10,000	
計	229,000	175,886	△53,114	

収入総額	220,024 円
支出総額	175,886 円
収支差額	44,138 円
繰越金	44,138 円

会 計 監 査 報 告 書



平成22年度鳥取県青少年育成アドバイザー協議会の会計監査について下記のとおり報告いたします。

記


監査年月日 平成27年6月20日(土)

監査結果 平成22年度鳥取県青少年育成アドバイザー協議会の会計を監査した結果、証憑・諸帳簿・通帳等整理されており、決算書のとおり間違いのないことをご報告いたします。

監査委員

森岡 敏人  

監査委員

田中 寛一 

鳥取県青少年育成アドバイザー協議会
会長 山本 邦彦

平成27年度 基本方針・活動方針（案）

1 青少年育成の基本目標

青少年は日本の希望である。日本の明日をにない、世界の将来を築くものは青少年である。青少年が健康な身体をもとに、広い視野と正しい見識を培い、豊かな情操と高い徳性を磨き、その能力を十分に発揮し、有為の人として成長することは青少年自身の誇るべき課題であるとともに、国家、国民の大きな責任である。

- 1、 青少年が次代の日本をになうものとしての誇りと責任とを自覚し、その輝かしい未来を自らひらき希望に満ちて生きるよう。
- 2、 親や青少年を指導する立場にあるものはもちろん、一般国民がその姿勢を正すとともに、青少年問題についての関心を高め、積極的に青少年の育成につとめるよう。
- 3、 政府および公共団体の青少年施策の強化を求めると同時に、これに協力して十分にその効果をあげるよう

青少年育成アドバイザーは、この目標に向かって運動することを基本とします。

2、現状の認識と課題

（1）青少年の現状

2000年代から少子高齢化、高度情報通信化、経済のグローバル化、格差の増大など目立ち始め、青少年においても、規範意識の低下、問題行動の多様化、社会性の未熟、親子関係の希薄化、虐待や携帯ネット被害の増加、ニート・引きこもりなど自立できない若者など様々な問題が生じ、幼い命が奪われたり、自ら命を絶つ青少年もあり、憂慮すべき傾向が見られ取り組むべき課題が多くあります。

（2）組織の現状

国民会議が養成した有資格者は30数名いるにも関わらず、入会していない者があり、新しく全日本アド連養成講座への参加も進んでいないのが現状です。全日本アド連では、(仮称)初級アドは各県で養成し、それを対象にして(仮称)上級養成を行うことにしています。この事に対応できるよう、早急に検討し、より一層活性化を図る必要があります。

（3）青少年育成運動の経過

基本目標を実現するため、県民会議・市町村民会議を運動の母体として「伸びよう 伸ばそう 青少年」を合言葉に、家族の絆を強くするための「家庭の日」の制定、「大人が変われば 子どももかわる」をスローガンに一般国民がその襟を正して育成運動に参加するとう提唱、地域のこどもは地域で育てることをめざして「地域のおじさんおばさん運動」を提唱

し、「あいさつ・声掛け運動」も推進してきました。青少年を見守る運動の中で「少年を守る店」を指定して非行化防止にも取り組んできました。しかし、長年運動を継続する中で、マンネリ化を生じ、掛け声だけに終わっている所も見受けられます。

来年度は県民会議結成 50 周年を迎えることを契機に、これらの状況を把握し、見直ししながら、より成果の上がる運動に発展させていかなければなりません。

今年度は「人づくり（我づくり）を積み上げて、町づくり・国づくりを」のスローガンを加え、自己研鑽を積み重ね、青少年の育成を中心に据えた町づくりに取り組むため、新たな重点運動と取り組むことも課題と考えます。

（４）青少年育成アドバイザーの役割

私達は、青少年が社会の一員としての自覚を高め、逞しく生きる力を育てる為、青少年の地域活動を支援すると共に、健全な育成に相応しい社会環境の醸成に努める責務を担っている。その為、絶えず自己研鑽に励み、地域社会に信頼される存在として、育成運動の中核的役割を果たさなければなりません。

その為、本会の基本目標の実現を目指し、運動の重点方針や決定事項の実践に努めるほか、次のとおり役割を担います。

- ① 「子どもが伸びるチャンスを活かす運動」の提唱・推進を図ること。
- ② 青少年育成県民会議を始め市町村青少年育成組織を支援し運営基盤づくりや青少年問題に関心の高い町づくり・国づくりに力を注ぐこと。
- ③ 青少年育成活動組織にかかわり計画、準備、調整、参加者の募集などの、プログラムの企画・実施に関わること。
- ④ その他、育成課題解決のための地域連携の推進を図ること。

（５）子ども・若者育成支援推進法との関係

また、平成 22 年 4 月「子若法」が施行され 7 月に「子ども若者ビジョン」策定され、国と地方公共団体の責務の基に課題解決の方策が進められています。これとどう向き合って育成運動に結び付けるか、が課題となっています。

また、この支援法の上位に位置する形で青少年育成の基本理念を盛り込んだ「青少年健全育成基本法」の制定が与党内で検討されています。国や県行政と連携して、その状況・内容を把握し、動きに注目し、県民会議等連合会と連帯しながら、その成立を目指し、官民一体となった育成運動の推進に努めます。

2、重点運動方針

青少年問題の現状と課題を踏まえ、新しい運動の旗を立て、啓発・推進に取り組むと共に従来からの運動を見直し、その活性化を目指します。

- （１）社会の一員として、逞しく生きる力を育てるために・・・

「子どもが伸びるチャンスを活かす」運動」の提唱・推進をします。
子ども達が、家庭・地域・町の一員としての自覚を高め、進んで役割を見つけて実践することを、新しく育成運動の柱に加えます。

(標語～スローガン)

社会の一員として 逞しく生きる力を 育てるために

「子どもが 伸びるチャンスを 活かそう」～家庭で地域で住んでる町で～

まずは、アドバイザーが関わる活動・事業に子どもが伸びるチャンスを増やします。
アドバイザーが関係する地域・団体・市町村民会議・県民会議等で提唱し推進します

1) 家庭の中で～家族の一員としての自覚を高めるために

・・・進んで自分の役割を持とう・・・

- ① 出来ることは進んでしよう～大人も子どもに家族の一員としての役割を持たせよう
- ② あいさつ運動～あいさつは心を通わす第一歩～大人も必ず(コダマで～オウム返しで)返事をしよう
- ③ 「ありがとう一日100回運動」の提唱と推進(趣意書は別紙のとおり)
- ④ 「家庭の日」運動の見直し作業の開始

2) 地域の中で～地域住民の一人としての自覚を高めるために・・・

・・・住んでる地域で、進んで出番をつくろう・・・

- ① 地域行事の中で 子どもの出番(役割・輝く場所)をつくろう
- ② あいさつ運動～あいさつは心を通わす第一歩～大人も必ず返事をしよう
- ・「ありがとう一日100回運動」の提唱と推進
- ③ 来た時よりも美しく～後から来る人のために

3) 町(社会)の中で～町(社会)の一員としての自覚を高めるために・・・

・・・住んでる町で 輝く チャンスを 増やそう・・・

- ① 町の行事の中に～こども祭り(フェスティバル)・各種の町の行事に参加できる場所をつくろう・子ども議会
- ② あいさつ運動～あいさつは心を通わす第一歩～大人も必ず返事をしよう
- ・「ありがとう一日100回運動」の提唱と推進
- ③ 交通ルールを守ろう
- ④ 環境の美化運動・エコ(省エネ)運動

(2) 青少年育成運動の見直し運動の推進

県民会議創立50周年を捉えて「このままで良いか?」と視点で育成運動を見直し、よ

り活発な県民運動の構築を目指します。

1) アドバイザー自身の見直し運動

①自分自身にとってアド活動とはどんな活動か？

① アド県連の活動はこのままでよいか？

② 市町村民会議・県民会議との連携は強いのか

2) 市町村民会議運動の見直しと連携の強化

① アドバイザーは市町村民会議会員として、市町村の育成運動に積極的に参画します。

ア) 本会が推進する次の運動を提唱し、市町村民会議での運動を展開します。

社会の一員として、逞しく生きる力を育てるために・・・「チャンスを活かす運動」を提唱・推進する

② 従来からの組織・運動の見直し運動

イ) 家庭の日・地域の叔父さんおばさん運動・大人が変われば子どもも変わる運動・少年を守る店などの点検と見直しを行う

ウ) 組織の構成の見直し～官民一体となって連携した運動ができているか。乳幼児期から育成運動に加わっているか。役員が当て職で機能マヒ・マンネリ化をしていないか？

③ 「ありがとう一日100回運動」の提唱と推進

2) 県民会議運動の見直しと連携強化

① 発足50周年に当たり、運動の方針・組織の見直しを行う。

② 子どもが伸びるチャンスを活かす運動」を提唱・啓発する。

③ 「ありがとう一日100回運動」の提唱と推進

(3) 組織活性化方策の検討

全日本や中四国の動きと連帯し、次の専門委員会での議論を受けて、本会も活性化方策を検討します。

1) 後継者養成に関する検討

① 県独自での養成講座を従来の研修会を改編して実施

② 講座の財源・実施場所の検討

2) 広報に関する検討

① ホームページの作成を検討する

4、事業計画

本会は活動方針のもとに、別紙のとおり事業を実施する。

平成27年度事業計画（案）

事業名	実施時期	実施場所	事業内容
中四国青少年育成 アドバイザー総会	5月9日（土）	岡山市中区 岡山教育会	26年度事業・決算報告 27年度事業・予算計画
全日本アド連理事 会	5月23日（土） ～24日（日）	和歌山市内	全日本アド連総会議案・ 研究大会内容の審議
青少年育成県民会 議総会	5月26日（火）	とりぎん文化会館	26年度事業・決算報告 27年度事業・予算計画
役員会・会計監査	6月20日	倉吉市	総会準備・会計監査
総会	6月20日	倉吉市	26年度事業・決算報告 27年度事業・予算計画
第19回全日本青少 年育成アドバイザ ー連合会総会・研 修会	6月27日（土） ～29日（月）	和歌山県白浜温泉 ホテル シーモア	27日理事会参加 26年度事業・決算報告 27年度事業・予算計画 研究集会「いじめ」問題
第21回中四国青 少年育成アドバイ ザー研究集会	8月29日（土） 8月30日（日）	愛媛県道後温泉 古湧苑	研究・事例発表 分科会・記念講演
全日本青少年育成 アドバイザー連合 会役員会・理事会	11月26・27日 2月（未定）	東京都 （未定～名古屋市）	アド連の在り方検討 （役員会・理事会・専門 委員会）総会準備
全日本アドバイザ ー養成講座	2月 2泊3日 （未定）	愛知県名古屋市（未定）	
会員研修会	8月 12月 2月の3回予定	県内東・中・西の3か所	アド養成講座の取り組み 方策検討と初級講座の実 施
アドバイザー通信	随時		67号～69号の3号

- 1、 県・市町村民会議の青少年育成運動に積極的に参加・協力する。
- 2、 全日本・中四国アド連への参加と連帯を一層強化する。
「子どもが伸びるチャンスを活かす運動」の提唱・啓発・推進
- 3、 ありがとう100回運動の拡大推進を図る。
- 4、 会員研修会の開催による青少年問題の把握と課題への対応能力を高める。
- 5、 初級アドバイザー養成研修会の開催を検討し、実施する。
(素案～一日3講座で2回実施。①家庭を中心に～乳幼児の発達課題・親と子供の関わり方(親業)・ワークショップ(私たちにできること)。②地域活動を中心に～子育て支援計画・青少年問題の現状・ワークショップ(私たちにできること))
- 6、 県及び内閣府の青少年育成関係事業に参加・協力する。
- 7、 会員個々の日常活動の活発化と自己研修に努める。
などの活動を推進する。

平成27年度 鳥取県青少年育成アドバイザー協議会 予算書(案)

収入の部

単位:円

科目	H27年度予算額	H26年度予算額	増減額	備考
会費	45,000	54,000	△9,000	3,000 x 15名
助成金	45,000	145,000	△100,000	中・四国大会終了
繰越金	44,138	30,010	14,128	
雑収入	10	10	0	貯金利息
計	134,148	229,020	△94,872	

支出の部

単位:円

科目	H27年度予算額	H26年度予算額	増減額	備考
謝金	15,000	15,000	0	研修会講師料
旅費	50,000	50,000	0	他県への研修旅費
庁費 小計	33,000	41,000	△8,000	
消耗品費	3,000	3,000	0	
印刷製本費	5,000	8,000	△3,000	アドバイザー通信他
通信運搬費	15,000	15,000	0	「アドバイザー通信」送料、役員会案内
借料損料	5,000	5,000	0	例会会場費
会議費	5,000	5,000	0	研修会 飲物等
負担金	13,000	13,000	0	中・四アド会、全国アド会、県民会議
中・四運営費	0	100,000	△100,000	
予備費	23,148	10,020	13,128	
計	134,148	229,020	△94,872	

鳥取県青少年育成アドバイザー協議会 規約

(名称及び事務局)

第1条 この会は、鳥取県青少年育成アドバイザー協議会という。

2 この会の事務局は、事務局長宅に置く。

(目的)

第2条 この会は、次のことを目的とする。

- (1) 地域の青少年健全育成活動に対する支援
- (2) 会員の資質の向上と、活動の場の拡大
- (3) 会員相互の情報交換と親睦
- (4) 青少年育成アドバイザーの地位の確立と向上

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員の研修に関する事業
- (2) 情報交換及び交流に関する事業
- (3) 会報の発行
- (4) その他、この会の目的達成のために必要な事業

(会員)

第4条 この会は、次の者を会員とする。

- (1) (社) 青少年育成国民会議から認定された「青少年育成アドバイザー」
- (2) 国民会議が実施する「青少年指導者のための通信教育」の受講生

2 この会を退会しようとする者は、その意思を会長に申し出する。

(役員及び役員会)

第5条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長2名
- (3) 事務局長1名
- (4) 幹事1名

(5) 監事^事2名

2 役員会は必要に応じて会長が招集する。

(顧問及び特別会員)

第6条 この会に顧問及び特別会員を置くことができる。

(役員を選任)

第7条 役員は総会で選出し、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(総会)

第8条 総会は、年1回会長が招集する。ただし、役員会の要請があれば、会長はこれを招集しなければならない。

2 総会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 事業計画と予算に関する事項
- (2) 事業報告と決算に関する事項
- (3) 役員を選出
- (4) 規約の改廃に関する事項
- (5) その他、重要事項

(会計)

第9条 この会の経費は、次の収入をもって充てる。

- (1) 会費
- (2) 助成金
- (3) その他の収入

2 会費の額については、総会で決定する。

第10条 この会の会計年度は4月1日に始まり3月31日で終わる。

付則

この規約は、平成6年4月9日から施行する。